

申請者向け Q & A （新潟市バス停上屋等整備事業）

Q 補助対象経費は税込みか税抜きか？

A 消費税法の規定により、補助対象経費には消費税は含めずに申請をお願いいたします。

Q 民間企業でない個人での申請は可能か。

A 可能です。

Q 国の補助金を活用した事業は補助対象となるか。

A 当事業が国からの交付金を活用している場合には対象となりません。事前相談や問い合わせのなかでご相談ください。

Q 事前相談は事業実施の前年度に行ってもよろしいか。

A 可能です。交付申請については、実績報告を補助年度の 3/15 までに行えるよう準備をお願いします。

Q 道路占用の許可にはどれくらいの時間を要するか。

A 概ね 3 週間を目安としていますが、協議内容によってはこれ以上となります。なお、道路占用に係る窓口は各区役所の建設課となります。

Q 各施設における減価償却資産の耐用年数を教えてほしい。

A バス情報案内システムは 15 年、上屋は 25 年、ベンチは 8 年を想定しています。

Q 申請手続きに必要な申請資料等はどこで入手できますか

A 新潟市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/doro/kotsu/uwayatouhojyo.html>

Q 交付決定を受ける前からすでに事業に取りかかっている場合は、交付決定以前の支出も補助金の対象となりますか。

A 交付決定日より前に発注、契約、支出したものは対象になりません。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。